

札幌市 認可保育所等入所案内

本案内において、認可保育所等とは、次の施設を指します。

- ① 認可保育所、② 認定こども園（保育所部分）、③ 家庭的保育事業、④ 小規模保育事業
⑤ 事業所内保育事業（認可一地域枠）

①～⑤の施設の利用を希望する場合は、本案内をよくご確認のうえ手続きを行ってください。

1 認可保育所等の利用にあたって

認可保育所等の利用にあたっては、お住まいの区健康・子ども課（P.8 参照）にて教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、表1のとおり、お子さまの年齢や、保育を必要とする事由によって区分が分かれており、認可保育所等を利用するためには、教育・保育給付認定の2号認定または3号認定を受ける必要があります。

（表1）教育・保育給付認定（2・3号認定）について

	3号認定	2号認定
対象年齢	3歳の誕生日の前々日まで	3歳の誕生日の前日から
認定期間	保育を必要とする事由により、認可保育所等の利用が可能な期間（表2「保育を必要とする事由」のとおり）	
保育必要量	保育を必要とする事由により、「保育標準時間（1日11時間利用）」「保育短時間（1日8時間利用）」の2種類 ※ 保育必要量を超えて認可保育所等を利用する場合、時間外保育料が発生します。	

（表2）保育を必要とする事由

No.	事由	認定期間	保育必要量※1・2	
1	就労	在職期間の月末まで	月120時間以上	保育標準時間
			月64時間以上120時間未満	保育短時間
2	妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週後の月の月末まで	保育標準時間	
3	疾病・障がい	療養に要する期間	保育標準時間	
4	同居親族等の介護・看護	介護・看護に要する期間	月120時間以上	保育標準時間
			月64時間以上120時間未満	保育短時間
5	災害復旧	災害復旧に要する期間	月120時間以上	保育標準時間
			月64時間以上120時間未満	保育短時間
6	求職活動（起業準備含む）	概ね3ヶ月間（90日目が属する月の月末まで）	保育短時間	
7	就学・職業訓練	就学・訓練期間の月末まで	月120時間以上	保育標準時間
			月64時間以上120時間未満	保育短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	世帯状況により異なる	保育標準時間	
9	（継続在園の場合） 育児休業	原則育児休業終了月の月末まで（※3）	保育短時間	
10	その他上記に準じる事由がある場合	事由により異なる	事由により異なる	

- ※1 一方の保護者の事由が「保育短時間」、もう一方保護者の事由が「保育標準時間」の場合は、「保育短時間」となります。
- ※2 保育標準時間に該当する場合であっても、保護者の希望により保育短時間を選択することができます。また、保育短時間に該当する場合も下記のとおり特例措置を適用して保育標準時間を選択できる場合があります（「保育標準時間の特例適用申出書」の提出が必要です）。

【特例措置により保育標準時間が利用できる場合】

- ① 1日の就労等の時間が7時間以上の日が週3日以上又は月12日以上である。
- ② 週3日以上又は月12日以上、就労等の開始・終了時刻のどちらか又は双方が、次のいずれかに該当している。

保育短時間の時間帯	就労等の開始時刻	就労等の終了時刻
8：00～16：00	8：30以前	15：30以降
8：30～16：30	9：00以前	16：00以降
9：00～17：00	9：30以前	16：30以降

・保育短時間の時間帯は園により異なりますので、別紙「札幌市認可保育所等一覧」をご確認ください。

- ※3 満1歳に達する日を限度として保護者が希望する日の属する月の末日までです。なお、育児休業に係る子どもが保育を利用できない状況にある場合に限り、申請により1歳到達時に1歳6か月まで、1歳6か月到達時に2歳までの延長が可能です。

2 認可保育所等の開所時間・受入年齢などについて

認可保育所等の開所時間・受入年齢は園により異なりますので、別紙「札幌市認可保育所等一覧」をご確認ください。なお年齢は、表3のとおり、入所を希望する年度のはじめ（4月1日時点）の年齢で判断します。

なお、保護者の勤務時間や通勤時間等の理由で、通常の時間を越えて保育が必要なお子さまを対象に時間外保育を行っている保育所や、午前0時又は午後10時までお子さまを預かる夜間保育所（中央区、西区のみ^{※1}）もありますので、希望する方はお住まいの区の健康・子ども課にご相談ください。（時間外保育は、入所後、保育所にて別途申込みが必要となります。）

- ※1 夜間保育所については、保護者のいずれもが「就労」または「就学・職業訓練」の保育を必要とする事由に該当し、かつそれらに要する時間が午後7時以降までかかる日が週3日以上ある場合のみ利用ができます。また、対象施設の保育体制により、夜間保育が実施できない場合もあります。

(表3) 令和3年度（2021年度）・令和4年度（2022年度）の入所

お子さまの生年月日	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
令和3年（2021年）4月2日以降	0歳児	0歳児
令和2年（2020年）4月2日～ 令和3年（2021年）4月1日		1歳児
平成31年（2019年）4月2日～ 令和2年（2020年）4月1日	1歳児	2歳児
平成30年（2018年）4月2日～ 平成31年（2019年）4月1日	2歳児	3歳児
平成29年（2017年）4月2日～ 平成30年（2018年）4月1日	3歳児	4歳児
平成28年（2016年）4月2日～ 平成29年（2017年）4月1日	4歳児	5歳児
平成27年（2015年）4月2日～ 平成28年（2016年）4月1日	5歳児	

3 利用調整と入所日について

利用申込みは随時受け付け、内容を審査の上、調整を行います。調整は毎週金曜日を締切とし、締切日から2か月先までの利用希望について翌週以降に行います（新年度（4月1日）入所の調整は、別途11月頃に受付期間を設定して一斉に行います）。

調整は、利用調整基準に基づき、入所希望日時点の保育の必要度の高い方から入所を決定します。調整の度にその時点の申込者を対象にするため、先着による優先はありません。また、希望順（第1希望～第5希望）による優先もありません。

認可保育所は、承諾の利用調整結果をもって入所決定とします。認定こども園（保育所部分）・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（認可一地域枠）は、利用調整結果をもとに各施設と利用契約を結びます。

入所日は、原則として入所を希望する日としますが、入所を希望する保育所に空きがなければ、希望する日に入所はできず、受入が可能となるまでお待ちいただきます。お申込みから調整結果の通知までの流れは、次ページの「利用申込みから入所決定まで」をご覧ください。

4 ならし保育について

認可保育所等への入所日から、環境の変化によるお子さまへの負担軽減のため、徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を実施します。ならし保育の期間等については、お子さまの状態やご家庭の状況、入所する園の方針などにより異なります。就業状況等により対応が困難な場合などは、各園までご相談ください。

なお、新規就労の場合や育児休業明けの場合などは、下記のとおり、就労開始前に入所してならし保育を行うことが可能です。詳しくは各区健康・子ども課までお問い合わせください。

【就労（就学）開始前や育児休業からの復職前にならし保育を行う場合】

（例）令和4年4月1日入所の場合（4月15日までに就労開始）

日		月		火		水		木		金		土	
										1	入所日	2	2日目
3		4	3日目	5	4日目	6	5日目	7	6日目	8	7日目	9	8日目
10		11	9日目	12	10日目	13	11日目	14	12日目	15	就労開始	16	

保育を必要とする事由が就労または就学の場合、認可保育所等に入所する日を1日目として、その認可保育所等の開所日で数えて13日目までに就労（就学）を開始または復職する必要がある、就労等を開始できない場合は、入所が取消しとなる可能性があります。なお、実際のならし保育の詳細は、入所する認可保育所等と調整を行ってください。

※ 認可保育所等は、原則祝日を除いた月～土曜日に開所しています。土曜日が閉所している認可保育所等に入所する場合は土曜日を除いて13日目までに就労を開始してください。

5 保育料について

別紙「令和3年度以降のお子さまの保育料について」をご覧ください。

6 利用申込みから入所決定までの流れ

認可保育所等の見学

希望する認可保育所等へ事前にお問い合わせの上、お子さまを連れて見学をしてください。（園により保育方針等が異なりますので、お申込み前の見学をお願いします。）

申込に必要な書類の準備

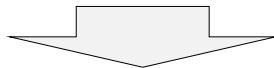
お住まいの区の健康・子ども課にてご家庭の状況をお伺いし、申込に必要な書類の様式をお渡しします。保育が必要な事由に応じ、事前に書類のご用意が必要となる場合がありますので、お早めにご準備ください。例：在職証明書（勤務先で作成）、診断書（病院で作成）等



申込手続き

認可保育所等の入所申込みに必要な書類をお住まいの区の健康・子ども課に原則、郵送してください（直接持参いただくことも可能です）。健康・子ども課で受け取った日が受付日となりますので、締切までに余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

入所決定後の入所辞退は、他の希望者や保育所等に多大な迷惑をかけることとなります。申請書の希望園には、お子さまを通わせることが可能な園のみを記載いただくよう、ご協力をお願いします。



教育・保育給付認定通知書の送付

お住まいの区健康・子ども課で、保育を必要とする事由や時間を確認し、教育・保育給付認定通知書を送付します。教育・保育給付認定通知書は、「保育の必要性」が認定されたことを証明する書類であり、これにより認可保育所等の入所が決定したものではありませんのでご注意ください。



利用調整結果通知書の送付*

各区健康・子ども課で、札幌市の利用調整基準に基づき、希望された園の利用調整を行います。入所承諾の場合は、「利用調整結果通知書（承諾）」を、入所不承諾の場合は、「利用調整結果通知書（保留）」を通知します。なお、年度途中に入園ができる場合は、原則事前に電話連絡をします（連絡が取れない場合は次点の方を優先して調整する可能性があります）。

※ 利用調整結果通知書（保留）についての注意事項

札幌市からは、初回の利用調整時及び4月1日入所保留時のみ送付します。育児休業の延長に際し、勤務先やハローワークに対して提出するなどの理由で、再度、保育所に入れないことを証明する書類が必要な場合は、お住まいの区の健康・子ども課にご連絡ください。



利用調整後の流れ

- 入所が決定した場合は、入所が決定した園に連絡し、入所オリエンテーションの日程調整を行ってください（4月1日入所の場合は、各園において「入園説明会」を行います）。
- 入所保留の場合は、申し込みいただいた希望園で引き続き調整を行います。ご家庭の状況や就労状況等に変更がある場合や、希望園を変更する場合などは、お住まいの区の健康・子ども課までご連絡ください。

7 利用申込に必要な書類について

利用申込にあたっては「教育・保育給付認定申請書<2・3号申請用>」のほか、下記①～③のと
おりの添付書類が必要です。

- ① 保育を必要とする事由を確認できる書類・・・別表1
- ② 保育料等の決定に必要な書類・・・・・・・・・・別表2
- ③ 身元確認書類・マイナンバー確認書類・・・・・・・・別表3

① 保育を必要とする事由を確認できる書類

保育を必要とする事由によっていずれかの書類が必要です。必ず、保護者それぞれの入所希望日時点の保育を必要とする事由を確認できる書類をご用意ください。なお、育児短時間勤務・育児による部分休業を除き、入所内定後に就労状況（勤務先や勤務時間）等に変更があった場合、入所内定が取消しとなる可能性があります。

(別表1) 保育を必要とする事由を確認できる書類の一覧

書類が必要な方			確認に必要な書類	保育を必要とする理由							
父	母	他		就労		出産	疾病	障がい	求職	就学	介護
				被雇用	自営業						
			在職証明書 (※1)	●							
			事業稼働申告書 (※1)		●	自身で記入し、事業を行っていることが分かる書類を添付してください (開業届の控えの写し等)					
			母子健康手帳のコピー			●	表紙と、出産予定日を記入したページ				
			診断書 (※1)				●				
			障がい者手帳のコピー	身体障がい・精神障がい・療育手帳の氏名・等級・次回判定時期記載部分				●			●
			求職活動状況調査票 (※1)						●		
			在学証明書 (※2)			時間割等のカリキュラムが分かる書類を添付してください (※3)					●
			介護・看護に係る申立書 (※1)								●

※1 提出にあたっては、札幌市の指定様式をご使用ください。各様式は「札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス」に掲載しております。

札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス

URL ⇒ <http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>

※2 在学証明書は、札幌市の指定様式はありませんので、就学先に発行を依頼してください。

※3 通信制の場合で時間割等のカリキュラムがない場合は、「申立書」に、学習に充てている平均的な時間を記入したものを添付してください。

※4 「離婚を予定しており、配偶者の保育を必要とする事由を確認できる書類の提出が困難な場合」など、判断に迷う場合は、お住まいの区の健康・子ども課にご相談ください。

② 利用調整及び利用者負担額等の決定に必要な書類

(令和3年9月～令和4年8月のあいだに入所を希望する場合)

(別表2) 利用調整及び利用者負担額等の決定に必要な書類

書類が必要な方			区分	決定に必要な書類	
父	母	他			
利用調整関係					
			育児休業明けで認可保育所等の利用を希望する場合(※1)	育児休業証明書	
			育児休業を切り上げて保育所の入所を希望する場合	申立書(育児休業繰上げ用)	
			世帯員に障がい者手帳を持っている方がいる場合	身体障がい・精神障がい・療育手帳のコピー(氏名・等級・次回判定時期記載部分)	
利用者負担額等関係					
			令和3年1月1日時点で札幌市に住民登録があった方	原則なし(※2)	
			令和3年1月1日時点で札幌市に住民登録がなかった方(※3) (政令市に住民登録のあった方は、③の証明が必要です)	給与から市町村民税を引かれている方	① 令和3年度 市区町村民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書
				自身で市町村民税を支払っている方	② 令和3年度 市区町村民税・都道府県民納税通知書
				市町村民税が非課税の方	③ 令和3年度 市区町村民税・都道府県民税証明書
				納税通知書等を提出できない場合、紛失した場合など	※「市町村民税所得割額」「総所得額(合計所得金額)」「各種控除の内訳」「扶養者数の内訳」のわかる証明書が必要です。
			海外在住だったため、市町村民税の証明ができない方	勤務先の証明(給与の明細)など ※令和2年1月～12月の1年間の収入を証明できる書類と訳文が必要です。	
			きょうだいに障がい児通所支援などを利用しているお子さまがいる場合	多子軽減に係る届出書、通所証明書、通所決定書等	

※1 育児休業証明書が提出された場合のほか、下記に当てはまる場合も育児休業明けとみなして利用調整を行います。必要な書類が異なりますのでご注意ください。

(1) 被雇用者ではない場合(自営業者など)

認可保育所等の入所申請をするお子さまが生まれる前に事業をはじめたことが確認できる場合は、育児休業明けとして扱います。

□ 必要書類：開業届の控えのコピー(税務署での受付印がお子さまが生まれた日より前のもの)、または前年の確定申告書の控えのコピー

(2) 被雇用者であるが育児休業制度を利用できない場合

認可保育所等の入所申請をするお子さまの妊娠判明(母子手帳をもらった)後に、働いていた勤務先を退職したものの、同じ勤務先で働くこと(※)が決まっている場合は、育児休業明けとして扱います。(※ 支店は異なるが同じ会社で働く場合、事業所は異なるが同じ法人で働く場合等を含みます。)

□ 必要書類：在職証明書(生まれる前に働いていたこと、これから働くことの2点が分かるもの。以前の在職歴については、余白に記入していただくよう勤務先に依頼してください。)

※2 市・道民税を申告していない場合や、札幌市に住民登録があっても他の市区町村にて令和3年度の市町村民税が決定されている方などで、札幌市が収入を確認できない場合は、書類提出

が必要になることがあります。

※3 上記①～③の通知・証明書について、申請書にマイナンバーの記載があり、下記の「③ 身元確認書類・マイナンバー確認書類」に記載の書類の提出があった場合は、上記①～③の通知・証明書の提出を省略できます。

③ 身元確認書類・マイナンバー確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、教育・保育給付認定に係る手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。申請書をご提出いただく際は、マイナンバーの記載とともに「身元確認」と「番号確認」が必要となりますので、下記の必要書類をご持参ください。

なお、申請者が自身の個人番号がわからないなど個人番号の記載が困難な場合や、確認書類が不足している場合は、申請・届出書に個人番号を記載せずに申請を受け付けることも可能です（この場合、札幌市が住民基本台帳等情報により番号を確認します）。

（別表3）身元確認書類・マイナンバー確認書類の詳細

	身元確認書類	マイナンバー確認書類
書類が必要な方	教育・保育給付認定申請書の「保護者」欄に記入した方の分のみ	教育・保育給付認定等申請書にマイナンバー（個人番号）を記載した全員分
書類の例	<p>1点の提示でよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 写真付き身分証明書（社員証等。※氏名・生年月日が記載されたもの） <p>2点の提示で確認するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保険証（国保、健康保険、介護保険等） <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 各種税証明書、納税証明書、源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、住民票の写し <input type="checkbox"/> 札幌市が発行した各種医療受給者証 <input type="checkbox"/> 身分証明書（社員証等） など 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード（氏名、住所等が最新の情報と一致している場合のみ） <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し <p>※「個人番号通知書」は証明する書類として使用できません</p>



8 在職証明書（育児休業証明書含む）における押印の取扱いについて

就労先事業者において押印が困難な場合は省略することが可能です。ただし、在職証明書等を保護者自身が偽造、変造（無断作成、改変）した場合は以下の各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、証明書の内容について就労先の事業者へ電話確認する場合がありますので予めご了承ください。

(1) 押印のない在職証明書を偽造、変造（無断作成、改変）した場合について

刑法において、下記の場合、それぞれに成立する。

- ① 有印私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）は、行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書又は図画を変造した場合
- ② 有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

（参考）

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3 月以上 5 年以下の懲役

無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

(2) 在職証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、私電磁的記録不正作出罪（刑法 161 条の 2 第 1 項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合に成立する。

（参考）

私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

入所に関する相談・お問い合わせ・申請書類提出先

お住まいの区健康・子ども課 子ども家庭福祉（担当）係で受付します。受付は、土・日・祝日を除く、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までです。

区名	郵便番号	住所	電話
中央区	060-0063	中央区南 3 条西 11 丁目 中央保健センター 2 階	511-7224
	060-8612	中央区大通西 2 丁目 9 中央区役所 5 階 ※R3. 12. 20～	205-3354
北区	001-0025	北区北 25 条西 6 丁目 北保健センター 2 階	757-2563
東区	065-0010	東区北 10 条東 7 丁目 東保健センター 2 階	711-3214
白石区	003-8612	白石区南郷通 1 丁目南 8 - 1 白石複合庁舎 4 階	861-0336
厚別区	004-8612	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 厚別区役所 3 階	895-2499
豊平区	062-8612	豊平区平岸 6 条 10 丁目 豊平区役所庁舎 3 階	822-2473
清田区	004-8613	清田区平岡 1 条 1 丁目 清田区総合庁舎 2 階	889-2051
南区	005-0014	南区真駒内幸町 1 丁目 3 - 2 南保健センター 3 階	522-5780
西区	063-0812	西区琴似 2 条 7 丁目 1 - 20 西保健センター 3 階	621-4242
手稲区	006-8612	手稲区前田 1 条 11 丁目 手稲区役所庁舎 2 階	688-8597

R3 認可保育所等※利用調整基準表

※ 認可保育所等…認可保育所・認定こども園(保育機能部分)・地域型保育事業

令和3年4月1日現在

別表1

保育の必要な事由				父	母		
1	就労	被雇用者・自営(中心者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上	100	100	
				月労働時間数120H以上150H未満	90	90	
				月労働時間数80H以上120H未満	85	85	
				月労働時間数64H以上80H未満	80	80	
		稼働日が16日以上20日未満	月労働時間数150H以上	90	90		
			月労働時間数120H以上150H未満	80	80		
			月労働時間数80H以上120H未満	75	75		
			月労働時間数64H以上80H未満	70	70		
		稼働日が16日未満	月労働時間数150H以上	80	80		
			月労働時間数120H以上150H未満	75	75		
			月労働時間数80H以上120H未満	70	70		
			月労働時間数64H以上80H未満	70	70		
	自営(協力者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上	80	80		
			月労働時間数120H以上150H未満	75	75		
			月労働時間数64H以上120H未満	70	70		
		稼働日が20日未満	月労働時間数150H以上	70	70		
			月労働時間数120H以上150H未満	65	65		
			月労働時間数64H以上120H未満	60	60		
稼働日が16日未満	月労働時間数150H以上	60	60				
	月労働時間数120H以上150H未満	55	55				
	月労働時間数64H以上120H未満	50	50				
2	妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで	—	100			
3	疾病・障がい	疾病	入院	常時臥床	100	100	
				居宅内療養	月複数回の通院加療を要する	70	70
					上記以外の自宅療養	50	50
					障がい	身体障がい1・2級、精神障がい1・2級、知的障がいA	100
聴覚障がい3級～6級	70	70					
4	介護・看護	心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難	80	80			
		病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護	70	70			
5	災害復旧に当たっている	100	100				
6	求職活動又は起業準備を継続的にやっている(予定含む)	50	50				
7	就学	技能習得中・在学中 月就学時間数120H以上	80	80			
		技能習得中・在学中 月就学時間数64H以上120H未満	70	70			
8	虐待・DV	虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)	999				
		DV(家庭裁判所から保護命令が出された世帯等)	100				
9	育児休業以前に認可保育所等を利用中で、育児休業取得後も引き続き保育が必要	70	70				
10	前各号に類するもの	日本語習得学校へ通学中	50	50			
		就労継続支援B型 月通所時間数120H以上	80	80			
		就労継続支援B型 月通所時間数64H以上120H未満	70	70			
11	管外受託	札幌市外に居住している場合(※1)	30				

札幌市 区

児童氏名

合計指数

市民税額

所得割	
均等割	

別表2

項目		指数	
1	世帯類型	ひとり親家庭	120
		明らかに保育の必要性が認められるが、保護者の一方の点数の決定が困難と認められる事情がある場合	70
		障がい者のいる世帯	10
2	所得割額が48,600円未満の世帯 ※2	10	
3	生計中心者等が「求職活動(起業準備を含む)を継続的にやっている」又は「入所後に求職活動を行うことを予定している」に該当し、かつ保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる世帯	20	
4	※3	a)産休明け・育休明けによる入所の場合	40
		b)兄弟・姉妹が認可保育所等にすでに入所している場合	80
		c)兄弟・姉妹が当該認定こども園(教育機能部分)にすでに入所している場合	60
		d)産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	100
		e)兄弟同時入所申請	30
5	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と保健福祉部長が認めた場合	100	
6	保育士等資格保有者が札幌市に所在する認可保育所等で保育業務に従事	月労働時間数150H以上	110
		月労働時間数120H以上150H未満	80
		月労働時間数80H以上120H未満	50
		月労働時間数64H以上80H未満	30
7	転居(※4)	転居に伴うもの	20
		認可保育所等において、受入年齢の上限に達したために転居しなければならない場合(※5・6)	400(700)
		廃止となる認可保育所等からの転居	400
		その他保健福祉部長が保育の継続の必要性を認めた場合	400
8	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合	700	
※6	認可外保育施設が認可保育所等に移行する際に、同一施設に継続入所する場合(※7)	700	
9	※6	すでに認可保育所等に入所している児童が児童相談所における一時保護等の対象となり退所した場合で、一時保護等の解除から1ヶ月以内に再入所を希望する場合	700

【別表1】

※1 「11 管外受託」の項目は原則この項目以外の加算は行わないが、入所する施設の認可保育所等への移行時に限り別表2の「8」の項目を加算する。なお、札幌市に所在する認可保育所等で保育業務に従事する保護者がいる場合においては、この項目によらず札幌市に居住するものとみなし評点する。

【別表2】

※2 生活保護受給世帯を除く
 ※3 a～dは重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算する。また、b～dの双方に該当する場合はb～dを優先し、eは加算しない。
 ※4 事業所内保育事業所の従業員枠を利用中の場合においては、当該項目は加算せず、新規申込として評点する。ただし別表1の「9」の項目は適用可。
 ※5 「乳児園」からの転居は児童が1歳10か月に達した時点から、「地域型保育事業」及び「3号定員しか受入のない認可保育所」からの転居は、児童が満3歳に達した時点から適用する。ただし3号定員しか受入のない認可保育所に満3歳に到達してから入園した場合は、次年度の年度当初の利用調整から適用する。
 認可保育所等(地域型保育事業を除く)が「連携施設(受入機能を持つものに限る)」になっていて、当該連携施設が第一希望である場合は、700点とする(続けて第2希望以下に他の連携施設を希望する場合も700点とする)。
 ※6 700点の項目が加算される場合、加算のない児童に対しては評点によらずに優先する。更に、連携施設としての受入枠分の調整については、連携施設からの転居を希望する児童を、その他の児童よりも優先する。
 ※7 移行する日の前日(認可外保育施設として運営する最終日)に在籍している児童について、当該施設での入所継続を第一希望とした場合にのみ適用する(事業所内保育事業の従業員枠に在籍している場合は除く)。

別表3

同点時は次の表に記載する順に優先する。

1	当該希望園に、兄弟・姉妹がすでに入所している
2	兄弟・姉妹がすでに入所している
3	所得割額が低い世帯
4	均等割額が低い世帯
5	ひとり親世帯または障がい者同居世帯
6	申請児童が障がい児
7	多子世帯
8	核家族世帯
9	世帯の状況から総合的に判断